

鎌倉市条例第 31 号

鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の公共の場所におけるマナーの向上について、基本理念及び必要な事項を定め、市、市民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにすることにより、もって市内における良好な環境の保全及び快適な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 滞在者等 観光旅行者、市内に通勤又は通学をする者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 公共の場所 海岸、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所をいう。
- (5) 迷惑行為 別表に掲げる行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 本市が「住んでよかった、訪れてよかった」と思われる成熟した観光都市となるため、また、多くの人から愛され、誰もが気持ち良く過ごすことができる場所であるために、市、市民、事業者及び滞在者等は公共の場所におけるマナーの向上に努めるものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共の場所における迷惑行為の未然防止に努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市民、事業者及び滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施するものとする。

(市民及び滞在者等の責務)

第 5 条 市民及び滞在者等は、基本理念にのっとり、公共の場所における迷惑行為（他の法令の規定により禁止されている行為を除く。以下同じ。）を行わないように努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行う地域その他の地域の公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努めるとともに、従

業員に対する意識の啓発に努めるものとする。

- 2 事業者は、公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者の許可無く行う次に掲げる行為<ol style="list-style-type: none">(1) 車道において、立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと。(2) 線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと。(3) 山道等通行の用に供された場所から、その場所の外へ立ち入ること。(4) むやみに竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。(5) 広場又は山道等において、草木その他の燃焼のおそれのある物の付近で火気を使用すること。(6) 誤った情報を表示し、又は他者の通行に支障を及ぼすような看板を設置すること。(7) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所で、走りながら歩行者等を追い越し、若しくはすれ違いを行うこと、又は競技会等を開催すること。2 次に掲げる行為<ol style="list-style-type: none">(1) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所へ、自転車又はバイク等の車両により歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。(2) 狭あいな場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること。 |
|--|